

平成30年11月12日
技術監理局

工事契約制度の改善について

- 1 建設業における社会保険未加入対策について・・・1頁


建設業における社会保険未加入対策について

社会保険未加入対策については、平成29年9月に国土交通省及び中央建設業審議会から、公共工事標準請負契約約款の社会保険未加入対策に関する改正について実施するよう各自治体に要請があった。

今後の取扱いについて、①国が段階的に対策を講じてきたこと ②他の政令市の対応も多様であること ③全国的にみて加入状況が改善していることから、次のように改正し、社会保険の加入促進を一層進めることとした。

1. 改正内容

- (1) 下請代金総額の要件を撤廃
- (2) 指名停止措置を実施

	登録業者	一次下請	二次下請 以降
北九州市	社会保険加入業者に限定	○下請代金総額 3,000万円以上 (建築一式4,500万円以上) ・指導後30日以内に未加入であれば建設業許可行政庁に通報	(文書による注意喚起)
			
北九州市	社会保険加入業者に限定	○下請代金総額の規定なし ・指導後30日以内に未加入であれば建設業許可行政庁に通報 ・指名停止	(文書による注意喚起)

(参考)	登録業者	一次下請	二次下請 以降
国	社会保険加入業者に限定	○下請代金総額の規定なし 全ての下請を対象 ・指名停止 ・工事成績評定の減点 ・未加入業者は、建設業許可部局へ通報	
		制裁金 下請金額の10%	制裁金 下請金額の5%

2. 工事請負契約約款の改正

第7条の3「受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務」を追加

3. 実施時期

平成31年4月1日(予定)

※今後とも国・政令指定市の状況や社会保険の加入実態をみながら、必要に応じ対策を拡大することとし、業界の社会保険加入の促進に努めていきたい。

1. 国の対策経過

	H26.8	H27.8	H29.4	H29.10
一次下請	下請代金総額 3,000万円以上 ・制裁金10% ・指名停止 ・成績評定減点 ・通報	下請代金総額 要件を撤廃		
二次下請以降	・通報		・30日の猶予 期間内での 加入指導	・制裁金5% ・指名停止 ・成績評定減点

※本市については、平成27年6月より、下請代金総額3,000万円以上の工事を対象として、指導後30日以内に参加しなければ、建設業許可行政庁に通報

2. 政令指定都市の状況

	一次下請	二次下請以降
未導入	神戸、熊本 (2)	仙台、さいたま、千葉、新潟、 神戸、広島、北九州、熊本 (8)
通報	仙台、新潟、大阪、北九州、福岡 (5)	川崎、相模原、静岡、浜松、 名古屋、大阪、堺、福岡 (8)
指名停止以上	札幌、さいたま、千葉、横浜、 川崎、相模原、静岡、浜松、 名古屋、京都、堺、岡山、広島 (13)	札幌、横浜、京都、岡山 (4)

3. 福岡県の社会保険加入状況

- (1) 社会保険未加入対策の対象 [① 雇用保険 ② 健康保険 ③ 厚生年金]
 (2) 保険加入状況 (上段：平成29年10月調査 下段：平成23年10月調査)

分類	年度	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険	
企業別	全国	H29	98%	98%	97%	97%
		H23	94%	86%	86%	84%
	福岡県	H29	99%	98%	97%	97%
		H23	92%	90%	89%	88%

工事請負契約約款への追加（案）

（下請負人等の通知）
第7条 略

（下請負人等の選定）
第7条の2 略

追加項目

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）
第7条の3
受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が次の各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を、受注者が発注者に提出した場合は、この限りではない。

- (1) 健康保険法による届出
- (2) 厚生年金保険法による届出
- (3) 雇用保険法による届出

（特許権等の使用）
第8条 略